

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		発注者	受注者
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	—
法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	—
	行政指導 規制、指導	○	○
第三者賠償リスク	契約期間中の受注者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの ^{※1}	—	○
	契約期間中の受注者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの ^{※2}	—	○
	住民訴訟(断水、水質悪化等に伴う訴訟) ^{※3}	○	△
事故・災害	受注者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外(不可抗力)による事故の発生	○	—
	損害保険等において免責とならない事由 ^{※4}	○	△
	損害保険等において免責とされている事由 ^{※5}	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故 ^{※6}	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの ^{※7}	○	—
	受注者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	発注者による指示書等の内容の不備によるもの	○	△
	業務遂行上の不備(運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの ^{※8}	△	○
	不可抗力(天災等)によるもの	○	—
	発注者・受注者の責によらない水質事故によるもの	○	△
財務	発注側の債務不履行(支払遅延、不払等)	○	—
	受注側の債務不履行(倒産等)	—	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限 ^{※9}	○	△
事業の中止	発注者側の責めによるもの	○	—
	受注者側の責めによるもの	—	○
計画変更	事業内容の変更	○	—
費用増加 ^{※10}	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	—

注) 表の見方

○、○の場合: 契約業務内の部分のリスクは受注者が負い、それ以外の部分は水道事業者が負う。

○、△の場合: 原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。

△、△の場合: 一定の基準又は協議のリスクを両者で分担する。

○、—の場合: ○のリスク負担者が全てのリスクを負う。

※1 「契約期間中の受注者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの」

国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受注者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受注者に求償する。

※2 「契約期間中の受注者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの」

※1に同じ

※3 「住民訴訟(断水、水質悪化等に伴う訴訟)」

国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受注者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受注者に求償する。

※4 「損害保険等において免責とならない事由」

発注者および受注者は、双方の責任範囲(業務範囲)において、加入している損害保険等(共済を含む)を活用する。

※5 「損害保険等において免責とされている事由」

※4に同じ

※6 「施設・設備の劣化等瑕疵による事故」

水道施設の所有責任は発注者にあることから、事故が発生した場合の責任は発注者が負うが、受注者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受注者に求償する。

※7 「施設・設備の機能・性能不足によるもの」

水道施設の所有責任は発注者にあることから、発注者が負う。

※8 「業務遂行上の不備(運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等)によるもの」

業務履行上の責任は、受注者にある。

※9 「環境基準違反、環境汚染等による事業の制限」

国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受注者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受注者に求償する。

※10 「費用増加」

原水の水質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し、要求水準(仕様)に規定する水質・水量の保証値、目標値を満足できない場合の、施設の改造等もしくは薬品等に係る「費用負担リスク」については、発注者が負う。